

平成 29 年度 補助事業委託先公募の公告

次のとおり技術提案公募を行います。

1. 技術提案に付する事項

(1) 業務テーマの名称

「地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業」のうち「国内外の地下情報の現状調査・課題抽出及び 3D 基盤モデルの検討条件設定に関する調査検討業務」

(2) 業務内容

「地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業」のうち「国内外の地下情報の現状調査・課題抽出及び 3D 基盤モデルの検討条件設定に関する調査検討業務」仕様書による（添付 1）。

(3) 履行期限

契約日から平成 30 年 2 月 23 日（金）までとする。

(4) 応募方法

応募の際には、仕様書（添付 1）並びに、技術提案書様式（添付 2）に従って技術提案書を作成し提出すること。また、応募資格を証明する「類似実績一覧表」、「技術者一覧表」、「財務諸表」、「会社案内／パンフレット」を添付すること。

1) 提出部数： 書類 1 部（正 1 部）

2) 提出方法： 持ち込みまたは、郵送とする。

(5) 提出期限

日時：平成 29 年 5 月 17 日（水） 17 時 00 分

(6) 技術提案書の提出場所および問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-18-19 虎ノ門マリビル 10 階

一般財団法人エンジニアリング協会 地下開発利用研究センター

担当者：主任研究員 松澤 強

TEL：03-5405-7203, FAX：03-5405-8201

E-mail：matsuzawa@ena.or.jp

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

下記すべての条件を満たす者について、公募に参加する資格を付与するものとする。

- (1) 政府関係機関等からの補助金交付の停止および契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- (2) 本邦の法人であること。
- (3) 当該業務についての調査研究の実績を有すること。
- (4) 本公告に応募する者は、当該業務に従事する予定の研究員の略歴書に添えて、下記1)~2)の実績等を証明する書類を同時に提出すること。

- 1) 本公告の日から過去5年以内に、事業テーマに関する調査あるいは、施工実績があること。提出書類は、「類似実績一覧表」とし委託先、委託金額、実施テーマ、委託期間を明記すること。書式は自由とする。
- 2) 技術者（技師長クラス、主任技師クラス、技師クラス）を4名以上雇用していること。なお、上位者を下位ランクに振り替えて数えることも可能である。技術者を4名以上在籍することを明記した「技術者一覧表」を作成すること。書式は自由とする。

(技術者の資格区分)

区 分	資 格
技師長	次のいずれかに該当する者 (1) 実務年数23年以上で総括業務遂行が可能な者 (2) 実務年数18年以上で技術士または博士の資格を有している者
主任技師	次のいずれかに該当する者 (1) 実務年数18年以上で総括業務遂行が可能な者 (2) 実務年数13年以上で技術士または博士の資格を有している者
技 師	次のいずれかに該当する者 (1) 実務年数5年以上の者 (2) 実務年数3年以上で技術士または博士の資格を有している者

3. 公募参加者に求められる義務等

この公募に参加を希望する者は、仕様書に基づいて技術提案書を作成し、指定された日時までに提出しなければならない。また、審査日前日までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 審査

(1) 評価の審査方法

地下開発利用研究センター内に設置する審査委員会において、以下の①～④に示す事項で審査を行う。

① 応募価格に対する得点（以下「価格点」という。）配分と、技術等に対する得点（以下「技術点」という。）の配分は、価格点1に対して技術点を2とする。

② 総合評価点

本業務における総合評価点の内訳は、以下のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点（50点満点）} + \text{技術点（100点満点）}$$

③ 価格点の評価方法については、次のとおりとする。価格点は、応募価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、応募価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{応募価格} / \text{予定価格}) \times 50 \quad \dots \text{小数点以下切り捨て}$$

④ 技術点対象項目

本業務における技術点の内訳は以下のとおりとする。

$$\text{技術点} = \text{基礎点（45点）} + \text{加点（55点）} = 100\text{点満点}$$

(2) 審査項目

- ① 調査内容および実施方法の妥当性（仕様書に準拠しているか）
- ② 実施計画の妥当性、効率性（手法、日程等に無理がないか）
- ③ 類似調査研究業務の経験（類似の調査研究実績を有するか）
- ④ 組織としての調査実施能力（能力と分野が適正か）
- ⑤ 調査研究業務にあたっての管理・バックアップ体制
（人員補助体制が整っているか）
- ⑥ 調査研究内容に関する専門知識・適格性（調査内容に関する知識・知見）
- ⑦ 価格（価格は適正か）

(3) 審査結果の通知

審査結果は審査終了後に通知しますが、審査の経過等に関する問合せには応じられません。

5. その他

- (1) 技術提案書作成の上で知り得た本業務の内容並びに、その他当協会事業に関する情報を、いかなる第三者に対して漏洩してはならない。
- (2) 技術提案に係る費用の請求は一切応じられない。
- (3) 審査結果に関する個別の問い合わせには応じられない。

以上公告する。

平成29年4月28日

一般財団法人エンジニアリング協会
専務理事 前野 陽一

平成 29 年度「地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業」のうち
「国内外の地下情報の現状調査・課題抽出及び 3D 基盤モデルの検討条件設定に
関する調査検討業務」

仕 様 書

一般財団法人 エンジニアリング協会

1 調査目的

地下の埋設物・構造物の位置や構造情報、地盤・地層・地下水等の地質・地下水情報は、一部は集約管理されているが、地下構造物の設計・施工・維持管理に必要な地下情報は殆ど整備されていないのが現状である。このため、平成 29 年度「地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業」では、国土地理院の基盤地図情報や GIS の現状調査および国内外の地下情報の現状を調査し、現時点で実現可能な地下空間の基盤モデルの整備方法と構想案を提案し、次年度に適用検討するためのモデル地区の抽出等を行うことを目的とする。

2 調査内容

地下情報のデータは、一部は集約管理されているが、情報利用者が共通に利用できる基盤モデルとしての整備状況は、現状は不十分である。そこで、国内外の地下情報の整備状況・動向を調査し、地下構造物の設計・施工・維持管理に利用可能な地下情報の基盤モデルの構築を目指して、以下の調査を行う。

- 1) 国内外の地下情報の整備状況調査、整備動向調査、関連法規の調査
- 2) 地下構造物の設計・施工・維持管理等に必要な情報の範囲・精度等の整理
- 3) 地下情報の基盤モデルづくりに対する課題抽出と検討条件の設定
- 4) 地下情報の標準化仕様と整備取得方法の検討
- 5) 課題への対応技術調査（最新の高度 IT 技術：CIM/IoT/AR/AI/Big Data 等）
- 6) 3D 基盤モデルづくり構想（案）と整備方法（案）の提案
- 7) モデル地区の選定及び次年度調査計画(案)の検討

なお、本仕様書で委託する調査項目は上記の 1)～3)と 7)であり、4)～6)については、当協会が別途組織する“作業部会”が調査検討を行う。

3 業務期間

契約日から平成 30 年 2 月 23 日（金）

4 業務範囲

本公募業務については、以下の 4.1～4.9 に記載する内容とする。なお、4.1～4.9 の業務内容の実施に対する想定工数は、次のとおりであり、参考にされたい。

※ 想定工数：技師長×15 人工、主任技師×25 人工

4.1 国内外の地下情報の整備状況調査、整備動向調査、関連法規の調査

地下構造データの作成及び管理等に関係する法令等を抽出し、関係条項および影響について整理する。また、国内主要都市（札幌、名古屋、東京、大阪、福岡を想定）における地下利用事例の既存地下構造データの管理者（行政、団体 等）へのヒアリング等を行って、地下情報の仕様・整備状況（事例）・動向（今後の管理方針等）を整理する。さらに、国内外の地下情報の整備状況に対する文献調査・インターネットによる調査等を行い、上記の現地調査結果と合わせて国内外の地下情報の整備状況・整備動向を整理する。

4.2 地下構造物の設計・施工・維持管理に必要な情報の種類・範囲・精度等の検討

4.1 で整理された地下情報を参考とし、今後、地下構造物の設計・施工・維持管理に必要なになると想定される地下情報の仕様・種類・範囲・精度等を検討する。

4.3 地下情報の基盤モデルづくりに対する課題抽出と検討条件の設定

4.1, 4.2 の整理・検討結果から、地下情報の基盤モデルのイメージを概略検討し、地下情報のデータ整備に対する課題を抽出する。また、基盤モデル構築のための検討条件を設定する。なお、検討条件については、作業部会との意見交換を通じて、随時更新していく。

4.4 モデル地区の選定及び次年度調査計画（案）の検討

作業部会の検討状況・検討結果を参考に、次年度に『3D 基盤モデルづくり構想（案）』を適用検討するための候補地区を抽出するとともに、次年度調査計画（案）を提案する。

4.5 委員会への出席

一般財団法人エンジニアリング協会内に設置する「委員会」への出席（全 3 回）し、委託調査の進捗状況や検討内容等の報告を行う。

4.6 作業部会への出席

一般財団法人エンジニアリング協会内に設置する「作業部会」へ出席し、委託調査業務の検討状況を報告するとともに、作業部会での検討結果を委託調査業務の調査検討結果の見直しのための参考とする。

4.7 追加調査および追加検討

委員会および作業部会から求められた場合には、4.1～4.6の調査検討項目に対し、追加調査および追加検討を行う。

4.8 打合せ記録簿およびヒアリング報告の作成

作業部会の打合せ記録簿を作成すること。また、ヒアリングを実施した場合には、その内容を2週間以内に書面で提出すること。

4.9 報告書作成

上記4.1～4.8の内容を取りまとめた報告書を作成する。

5 成果品等

- (1) 調査研究報告書（和文） 1部
- (2) 電子ファイル（CD-ROM） 1枚

以上

技術提案書作成様式

1. 提案書は、次頁以下の記載例に従って記載してください。
2. 用紙は、A4版を利用し、左綴じにしてください。
3. 技術提案書は、1部（正本1部、写し1部）を提出してください。

【表紙記載例】

「地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業」

に対する技術提案書

平成29年 月 日

提案者名 :

代表者名 :

㊟

所在地 :

連絡先 :

役職名

氏名

所在地

※連絡先が上記所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載

TEL (代) 内線

FAX

E-mail

【本文記載例】

提 案 内 容

1. 件名

「地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業」

2. 調査研究目的

※実施仕様書の目的について具体的に記載してください。

3. 調査研究内容

※調査目的に沿った内容で具体的かつ詳細に記載してください。

4. 調査研究方法

※調査目的・内容に沿った方法について具体的かつ詳細に記載してください。

5. 実施計画

※業務を実施するために、どのように細分して、どのような手順で進めるのかをまとめてください。なお、参考のために矢印の下の（ ）内には投入する人員の人数を記入してください。

業務項目	平成29年度			
	○月	○月	○月	○月
1. <業務項目1> 1-1 1-2	→ (名) → (名)			
2. <業務項目2>				
3. <業務項目3>				

6. 類似調査研究実績と組織としての実施能力

※これまでの業務実績（概要）、貴社における過去の類似業務等受注の事例および成果物等について記載してください。

7. 事業遂行のための経営基盤

※貴社の財務状況を記載してください。

8. 実施体制・役割分担

※当該業務を受諾した場合の実施体制・役割分担を記載してください。

(1) 管理体制

(2) 調査研究実施体制

(3) 調査研究従事予定者氏名・所属・役職・専門・経歴

(4) その他担当者（コーディネーター、経理等）氏名・所属・役職

(5) 人員補助体制

9. 調査研究従事者の専門性・類似調査研究実績

※調査研究従事予定者における過去の類似業務等遂行の事例および成果物等について記載してください。

10. 調査研究経費

※様式1「調査研究経費内訳書」に調査研究経費を記載してください。

11. 研究員の略歴書

※様式2「略歴書」に研究員の略歴を記載してください。

12. その他

※調査研究業務を受諾するに際して、条件事項等があれば記入してください。

以上

(様式1)

調査研究経費内訳書

事業テーマ名 :

計画内訳

(単位 : 円)

	目	節	金額	内訳
国内 経費	1. 人件費	研究員費		
	2. 事業費	旅費		
		その他		
	経費計			
合計				

※研究員については、様式2の略歴書を添付すること。

略 歴 書

氏 名		生年月日	年 月 日
本 籍 地	(都道府県名)		
現 住 所	〒		
最終学歴	学校・学科名	年次	卒業 修了 中退 修士課程修了者は、学部卒も記入 年 月
職 歴 資 格	年	月	

平成 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

本 人 _____ (印)

業務管理者 _____ (印)

ENAA	格 付		期	自	年	月	日
			間	至	年	月	日

委 託 契 約 書

一般財団法人エンジニアリング協会（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、公益財団法人 JKA 補助事業の技術テーマ別調査研究にかかる「地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業」のうち「国内外の地下情報の現状調査・課題抽出及び 3D 基盤モデルの検討条件設定に関する調査検討業務」（以下「調査研究」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、技術テーマ別調査研究のため、本契約締結後に提出する実施計画書に基づき調査研究を乙が行い、その成果を甲に報告することを目的とする。

（委託契約金額）

第 2 条 委託契約金額は 〇〇〇円（うち消費税額〇〇円）とする。

（実施計画書）

第 3 条 乙は、本契約の締結後、7 日以内に甲の仕様書に基づく実施計画書を作成し、甲に提出してその承認を得るものとする。

（調査研究の完了期限と調査研究報告書の提出期限）

第 4 条 乙は、この調査研究を平成 30 年 2 月 23 日までに完了するものとする。
2. 乙は、調査研究の完了期限までに「調査研究報告書提出届」に報告書の CD-ROM を 1 枚添えて甲に提出しなければならない。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第 5 条 この委託業務にかかわる著作権は、甲に帰属するものとする。
2. 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは事前に甲の承認を得るものとする。

（再委託）

第 6 条 乙は、この契約に基づく調査研究の全部を第三者に委託してはならない。
2. 乙は、この契約に基づく調査研究の一部を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
3. 乙がこの調査研究の一部を第三者に委託した場合においても、これに伴う第三者の行為は、すべて乙の行為とみなし乙が甲に対し責任を負うものとする。

（工業所有権等の帰属）

第 7 条 乙がこの調査研究の結果得られる技術上の成果についての工業所有権等を受け

る権利及びその権利により取得した権利の取扱いについては、別添1の「工業所有権等の取扱い規則」によるものとする。

2. 前項の定めは、乙がこの調査研究の一部を第三者に委託した場合における第三者の行為についても適用するものとする。

(取得した物件の報告及び管理)

第8条 乙は、この調査研究により物件を取得したときは、速やかに、物件の管理方法、物件の明細等を記載した「取得物件報告書」を甲に提出するものとする。

2. 乙は、前項の物件について、原則として契約期間終了後の翌年度から5年間は善良なる管理者の注意をもって管理し、甲の指示があったときは、その指示に従って処分しなければならない。

なお、保管、廃棄等に係る全ての費用は、乙の負担とする。

(成果の利用)

第9条 乙は、この契約による調査研究の成果（中間的なものを含む。）を、甲の承諾なく利用し、若しくは第三者に漏らし又は公表してはならない。

2. 乙は、本調査研究後の一定期間、その後の成果の利用状況に関する報告を甲に提出するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この契約に基づく調査研究遂行上知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(調査研究実施過程における資料の提出等)

第11条 乙は、調査研究の実施過程においても、甲又は甲に対する本件の補助金交付元である公益財団法人 JKA の指示に従い、調査研究に係る資料の提出、説明及び現地調査に応じなければならない。

(計画変更及び完了期限の延長)

第12条 乙は、「実施計画書」（注：適宜「地下情報の基盤モデルづくりに関する調査補助事業」調査研究業務 実施計画書等の委託名称で記載すること。）の計画及び方法を変更しようとするときは、あらかじめ変更の内容、理由を記載した「計画変更申請書」を甲に提出し、承認を得なければならない。

2. やむを得ない理由により、第4条に定める期限内にこの調査研究の完了が困難なときは、乙は、完了期限の2ヶ月前までに延期を必要とする理由、変更完了期限等を記載した「計画変更申請書」を甲に提出し、承認を得なければならない。

(調査研究報告書の審査)

第13条 乙は、第4条の調査研究報告書について、調査研究項目に脱漏や調査研究不徹底等の重大な不備が甲により発見された場合は、甲の指示に基づき、かつ乙の費用

にて速やかに補充調査を行い、最終調査研究報告書を甲に提出するものとする。

(調査研究の完了届等)

第14条 乙は、調査研究完了後速やかに、調査研究に要した費用に関する「経費明細書」を添えた「調査研究完了届」を甲に提出しなければならない。

2. 乙は、甲の指示に基づき、速やかに前項による「経費明細書」に係る証拠書類等を甲に開示するものとし、甲は、その証拠書類等に基づき、速やかに「経費明細書」に係る支出が適正か否かを調査するものとする。

(委託契約金額の支払)

第15条 乙は、前条第2項に規定する甲による調査の完了後、甲の指示に基づいて速やかに「支払請求書」を作成し、甲に提出するものとする。

2. 甲は、前項による適正な「支払請求書」を受理したときは、原則として受理の日から60日以内に、乙に対して銀行振込の方法により支払うものとする。

3. 乙は、調査研究遂行上必要とする場合は、「前金払い請求書」により前金払いの請求をすることができる。ただし、前金払いの額は、第2条の委託契約金額の25%を限度とする。

(帳簿等の整備)

第16条 乙は、調査研究に関する経費については他の経費と区分し、所要の帳簿類を整え、支出に伴う証拠書類を整備して、契約期間終了後の翌年度の6月から5年間保存しておかなければならない。

(調査研究完了後における説明等)

第17条 乙は、この調査研究が完了した後においても、第4条第2項の規定により提出した報告書及び第14条の規定により提出した経費明細書の内容に関し、甲及び公益財団法人 JKA の指示に従い、調査研究に係る資料の提出、説明及び現地調査に応じなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) この調査研究の実施について偽りその他不正の行為があった場合
- (2) この調査研究を中止した場合
- (3) この調査研究を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 本契約締結時の適格要件に適合すると認められなくなった場合
- (5) 第11条に規定する報告及び調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) その他、本契約の条件等に違反したと認められる場合

(損害賠償)

第19条 前条により、契約の全部又は一部が解除された場合、甲は、乙に対し損害賠償金を請求できるものとし、その額は甲乙双方の協議により定める。ただし、前条第2号及び第3号の場合において、乙の責に帰することのできない事由によるときは、この限りでない。

(契約費用の負担)

第20条 本契約締結及び変更に関して発生する費用は、甲乙が折半で負担するものとする。

2. 前項の費用は第2条の委託契約金額に含まないものとする。

(調査研究の始期)

第21条 調査研究の始期は、契約の日にかかわらず、甲の指定する日とする。

(契約書の解釈)

第22条 本契約に関し、解釈に疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとし、協議が整わないときは信義誠実の原則に従い、甲の定めるところによる。

(費用の返還)

第23条 委託先が「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第30条第1項に定める事由に該当した場合、甲は、委託契約の取消及び、費用を返還させることができる。

(委託先調査)

第24条 必要に応じて公益財団法人 JKA が直接委託先を調査できる。(現地調査も含む。)

(書類の保存)

第25条 補助事業に係る委託関係書類一式については、補助金の支払いを受けた日から5年を経過する日、又は、補助金額確定日から2年を経過する日のいずれか遅い日まで保存する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成29年〇〇月〇〇日

甲

東京都港区虎ノ門三丁目18番19号

(虎ノ門マリビル10階)

一般財団法人エンジニアリング協会

理事長 佐藤雅之 印

乙

(所在地)

(会社名)

(代表者)

印

工業所有権の取扱い規則

一般財団法人エンジニアリング協会（以下「財団」という。）は、調査研究（開発研究を含む。以下同様）を民間企業その他の者（以下「受託者」という。）に委託する場合、調査研究の結果得られる技術上の成果として特許、実用新案登録、又は意匠登録を受ける権利及びその権利により取得した権利（以下「工業所有権」という。）の取扱いについて次のとおり定める（以下「本規則」という。）。

1. 工業所有権の所有関係について

- 1-1 財団（委員会・分科会又はグループをおく場合はそれらを含む。）と受託者が共同で調査研究した結果得られる工業所有権は、財団とその調査研究に関与した受託者との共有とする。この場合、財団と受託者の持分は、各2分の1とする。なお、調査研究に関与した受託者が複数の場合又はそれに下請者がある場合（以下、複数の受託者や下請者を総称して「受託者側」という。）であっても、その結果得られる工業所有権についての受託者側の持分は全部で2分の1とし、受託者側内部の割合は受託者側の協議によるものとする。また、受託者は、その下請者に対し、工業所有権の持分について、受託者側にて全部で2分の1であることについて事前に書面により同意を得るものとする。
- 1-2 受託者のみで調査研究した結果得られる工業所有権については、次のとおりとする。
 - 1-2-1 受託者が調査研究した結果得られる工業所有権が、調査研究委託対象（それと類似する代替的なものを含む。）に係るものである場合は、1-1の規定を準用する。
 - 1-2-2 受託者が調査研究した結果得られる工業所有権が、調査研究委託対象を製造するために必要な工業所有権（ただし、それ自体が調査研究委託対象に係る工業所有権である場合には、本項ではなく、1-2-1によるものとする。）である場合は、受託者の単独保有とする。ただし、当該工業所有権については、財団と受託者の間で協議のうえ、受託者は有償若しくは無償で、財団が実施又は利用（財団が第三者に委託して製造及び販売を行う場合を含む。以下1-2-3においても同じ。）することを許諾するものとする。
 - 1-2-3 上記1-2-1及び1-2-2に規定するもの以外の工業所有権であって、調査研究委託対象に関連する工業所有権は、受託者の単独保有とする。ただし、その工業所有権については、財団と受託者の間で協議のうえ、受託者は有償若しくは無償で、財団が実施又は利用することを許諾するものとする。
- 1-3 工業所有権につき、権利の帰属が明確でない場合には、受託者は出願手続開始前に、その帰属について財団と協議するものとする。

2. 工業所有権の出願等について

- 2-1 財団と受託者が共有する工業所有権についての出願及び保全管理等の事務手続は、受託者が行うものとし、当該事務手続の具体的内容については、あらかじめ財団と受託者との間で協議するものとする。出願及び保全管理等に要する費用は、受託者が負担するものとする。
- 2-2 財団と受託者が共有する工業所有権の外国への出願等の取扱いについては、財団と受託者がその都度協議して定めるものとする。

3. 工業所有権の第三者に対する実施又は利用の許諾について

財団と受託者が共有する工業所有権の第三者に対する実施又は利用の許諾については、財団と受託者が協議して定めるものとする。

4. 工業所有権の出願又は取得の報告について

- 4-1 受託者は、委託された調査研究の結果得られた工業所有権について、次の事項を毎月ごとに当該月経過後30日以内に財団に報告するものとする。
 - (イ) 題名、出願年月日及び出願番号
 - (ロ) 特許又は実用新案登録にあつては、その請求の範囲及び簡単な説明
 - (ハ) 意匠登録にあつては、その図面及び意匠にかかわる物品名
- (ニ) 次の表示番号（A・B・C）による工業所有権の分類の区分
 - A……委託された調査研究の結果得られた工業所有権で、財団と受託者が共有するもの（1-1及び1-2-1に該当するもの）
 - B……委託された調査研究の結果得られた工業所有権で、調査研究委託対象を製造するために必要な工業所有権に関するもの（1-2-2に該当するもの）
 - C……委託された調査研究の結果得られた工業所有権で、上記A・B以外のもの（1-2-3に該当するもの）
- 4-2 受託者は、前項に係る工業所有権の設定登録を受けた場合には、設定登録の日から30日以内に財団に対し、文書により報告するものとする。

5. 工業所有権の調査及び情報交換

受託者は、その委託された調査研究担当分野について他の者（外国企業等を含む。）が取得又は出願している工業所有権につき知り得た情報を財団に速やかに報告することとする。
又、それ以外の情報についても、必要に応じ、財団と受託者は情報交換を行うこととする。

6. 本規則における協議

本規則において、財団及び受託者との間で協議するものとされている事項について、協議開始後30日以内に協議が調わないときは財団の決定によるものとする。

附 則

この取扱いは、昭和53年11月22日から適用する。

この取扱いは、平成23年4月1日から適用する。（一般財団法人移行に伴う修正）

この取扱いは、平成27年4月1日から適用する。（1行目の表現修正）

修正前：その地下空間利用システム策定等事業において、その業務を民間企業～

修正後：調査研究（開発研究を含む。以下同様）を民間企業～